

中小企業振興条例の制定について（案）

◆条例制定の意義について

大阪市内の中小企業は、本市が平成 23 年 3 月に策定した「大阪市経済成長戦略」の実現に向けて、重要な役割を果たすとともに、「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針」でめざす地域力の復興に向けても、重要な地域の主体であり、その振興が必要不可欠である。

中小企業振興条例を制定することにより、本市は、大阪経済の持続的発展や豊かな地域社会の実現のために重要な中小企業の振興を図るにあたっての基本理念等を明確化するとともに、中小企業自身はもちろんのこと大企業や市民も含めて中小企業振興に対する理解と協力を得て、施策を総合的に推進する根拠・指針とすることができる。

◆日程について

平成 23 年

5 月 第 90 回中小企業対策審議会（5/20）

条例制定について意見を求める、条例検討部会の設置

第 1 回条例検討部会（条例検討の背景、他都市状況について説明）

※審議会後から 8 月頃まで、随時、経済団体と意見交換

6～8 月 第 2 回条例検討部会（経済団体等の意見を踏まえて条例案骨子を検討）

第 3 回条例検討部会（条例案骨子の取りまとめ）

9 月 第 91 回中小企業対策審議会（条例案骨子について回答）

庁内等調整

10 月 パブリックコメント

11 月 パブリックコメント結果の取りまとめ

12 月 パブリックコメント結果の公表

条例案策定

平成 24 年

2 月 予算市会に条例案提出

◆条例検討部会の設置

- ・有識者 4 名で構成
- ・答申まで、3 回程度開催

◆経済団体との意見交換の実施

<実施予定団体>

大阪商工会議所、公益社団法人 関西経済連合会

社団法人 大阪卸商連合会、社団法人 大阪市工業会連合会

社団法人 大阪市産業経営協会、大阪市商店会総連盟

など

◆他都市等の状況（施行時期）

札幌市 平成 20 年 4 月、横浜市 平成 22 年 4 月、大阪府 平成 22 年 6 月

※ 国 「中小企業憲章」を平成 22 年 6 月に閣議決定

中小企業振興条例とは・・・地方自治体が、地域の中小企業を重視し、自治体行政の重要な柱の一つとして中小企業振興に取り組んでいくことを明確化するために制定している。

一般的に、基本理念や施策の基本方針、行政の姿勢等を定めており、細かな施策内容は示されない。(理念型条例)

本市では、現在、既に中小企業振興にかかる条例として、中小企業に運転資金や設備資金を融資するための基金の設置に関する「**中小企業融資基金条例**」や、中小企業の総合的な支援拠点である大阪産業創造館に関する「**大阪産業創造館条例**」を整備しており、「大阪産業創造館条例」の中では館で実施する中小企業振興事業を明記している。

また、「**執行機関の附属機関に関する条例**」に基づき、中小企業対策審議会を設置し、中小企業振興対策に関する事項の調査審議を行っていただいている。

今回、本市では、中小企業の振興は市政の重要な課題であるとの認識のもと、「(仮称)**大阪市中小企業振興基本条例**」を制定し、施策の基本方針や自治体及び各主体の責務等について明らかにする一方で、具体的な各種振興施策については、今後とも上記の条例に基づき、総合的に推進していきたいと考えている。

(仮称) 大阪市中小企業振興基本条例

中小企業対策審議会に関する 条例・規則

- ・ 執行機関の附属機関に関する条例
- ・ 中小企業対策審議会規則

中小企業融資基金条例

大阪産業創造館条例